

事前備置書面

株式会社 伊 藤 園

2026年3月27日

新設分割にかかる事前備置書面

(会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

東京都渋谷区本町三丁目 47 番 10 号

株式会社伊藤園

代表取締役社長 本庄 大介

株式会社伊藤園（以下、「当社」といいます。）は、2026年3月27日付新設分割計画書に基づき、2026年5月1日を効力発生日として、当社の Crazy Jasmine ブランドの香水・化粧品及びフレグランス雑貨等の販売と附帯関連する事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社 Crazy Jasmine Tokyo（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本分割」といいます。）を行うことにいたしました。

当社が、本分割に関して会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条の定めるところにより、開示すべき事項は下記のとおりです。

1. 新設分割計画の内容

2026年3月27日付新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。

2. 対価等の相当性に関する事項

新設会社は、本分割に際して普通株式 5,000 株を発行し、その全てを当社に割当交付します。新設会社は今後の資本政策に鑑み、資本金を 50 百万円とし、承継する資産の額と負債の額の差額に相当する金額のうち資本金に計上しない額を資本準備金とします。

(1) 新設会社が本分割に際して当社に交付する新設会社の株式の数の相当性に関する事項

当社から新設会社に承継させる権利義務に代えて当社に交付される新設会社の株式の数につきましては、本分割によって当社の純資産に変動はなく、また、新設会社が発行する株式の全てが当社に交付されることから、これを任意に定めることができると考えられるところ、当社の完全子会社となる新設会社の適切かつ効率的な管理を行ううえで、上記株式数が相当であると判断しております。

(2) 新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項

新設会社の資本金及び準備金の額については、新設会社が承継する資産及び負債の額、新設会社の今後の資本政策に鑑み、資本金を 50 百万円、承継する資産の額と負債の額の差額に相当する金額のうち資本金に計上しない額を資本準備金とすることが相当であると判断しております。

3. 新株予約権の内容等についての定め相当性に関する事項

該当する事項はありません。

4. 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当する事項はありません。

5. 本分割の効力発生日以後における当社及び新設会社の債務の履行の見込みに関する事項

本分割の効力発生日以後における当社及び新設会社の債務については、次のとおり履行の見込みがあるものと判断しております。

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の2025年4月30日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ281,142百万円及び119,610百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。本分割により当社が新設会社に承継させる予定の資産及び負債の見込み額は、それぞれ97百万円及び0円であり、承継させる資産は当社の2025年4月30日現在の資産の額の約0.03%、承継させる負債は当社の同日現在の負債の額の0%であることから、本分割が当社に及ぼす影響は極めて軽微です。

また、本分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の額に大きな変動が生じる予定は、現在のところありません。そのほか、当社の本分割後の事業活動において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は、現在のところ予測されておられません。

以上より、本分割後における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。したがって、本分割後における当社の負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 新設会社の債務の履行の見込みについて

上記(1)のとおり、本分割により当社が新設会社に承継させる予定の資産及び負債の見込み額は、それぞれ97百万円及び0円であることから、本分割後における新設会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、新設会社の本分割後の事業活動において、新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は、現在のところ予測されておられません。

したがって、本分割における新設会社の負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本分割の効力発生日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きいたします。

以上

(別紙)

新設分割計画書

株式会社伊藤園（以下、「甲」という。）は、甲の分割対象事業（下記3に定義する。）に関して有する権利義務を新設分割（以下、「本分割」という。）により設立する会社（下記1に定義する。以下、「乙」という。）に承継させるため、次のとおり新設分割計画書（以下、「本計画書」という。）を作成する。

1. 設立会社

設立会社の商号、本店所在地、目的及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

- (1) 商号：株式会社 Crazy Jasmine Tokyo
- (2) 本店所在地：東京都渋谷区
- (3) 目的：別紙1「株式会社 Crazy Jasmine Tokyo 定款」に記載のとおりとする。
- (4) 発行可能株式総数：20,000株

2. 分割期日

会社法第924条第1項第1号へに基づき甲が定める日（以下、「分割期日」という。）は、2026年5月1日とする。ただし、手続の進行上、必要あるときは甲の取締役会の承認を得て、これを変更することができる。

3. 分割対象事業

本分割により、乙が甲から承継する事業（以下、「分割対象事業」という。）は、次のとおりとする。

Crazy Jasmine ブランドの香水・化粧品及びフレグランス雑貨等の販売と附帯関連する事業

4. 乙が甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務

(1) 資産及び債務

乙は、分割期日において分割対象事業に属し、甲の貸借対照表上、勘定科目に仕訳されている以下の資産を承継するものとし、流動負債及び固定負債は承継しない。

ア 流動資産

分割対象事業に属する現預金及び貯蔵品を承継する。

イ 固定資産

承継対象となる固定資産はない。

(2) 契約上の地位（雇用契約以外）

乙は、分割期日において、分割対象事業に直接関係している契約（雇用契約を除

く。)及びこれに附随する一切の権利義務を承継する。ただし、当該契約に関し分割期日より前に発生した金銭債権債務は、承継しない。

(3) 雇用契約

乙は、分割期日において、分割対象事業に従事する甲の従業員との間の雇用契約及びこれらの雇用契約に附随する権利義務を承継しない。

(4) 許認可等

乙は、甲が分割期日において、分割対象事業に関して取得している一切の許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なものについて承継する。

(5) 重疊的債務引受

甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法による。

5. 定款の規定

乙の定款に定める事項は、別紙1「株式会社 Crazy Jasmine Tokyo 定款」に記載のとおりとする。

6. 設立時取締役及び設立時監査役

- (1) 設立時取締役：阿井 陽子、高原 敬二、鹿谷 一樹
- (2) 設立時監査役：今井 優介

7. 設立時代表取締役

設立時の代表取締役は、次のとおりとする。

阿井 陽子

8. 交付する株式

乙は、本分割に際して普通株式 5,000 株を発行し、甲に対して、本分割により承継する権利義務の対価として、その全てを交付する。

9. 設立会社の資本金及び準備金の額

乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 金 50 百万円
- (2) 資本準備金 金 47 百万円
- (3) 利益準備金 金 0 円

10. 簡易分割手続

甲は、会社法第 805 条の規定により、会社法第 804 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで、本分割を行う。

11. 競業禁止義務

甲は、分割期日以降であっても、分割対象事業に関し、会社法に基づく競業避止義務を負わない。

1 2. 分割条件の変更及び本分割の中止

本計画書作成の日から分割期日に至るまでの間において天災地変その他の事由により、甲の財務状態または経営状態に重大な変動が生じた場合その本分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲は、本計画書の内容を変更し、又は本分割を中止することができる。

1 3. 規定外条項

本計画書に定めるもののほか、本分割に関し必要な事項は、本計画書の趣旨に従い決定する。

以上

2026年3月27日

東京都渋谷区本町三丁目47番10号
株式会社伊藤園
代表取締役社長 本庄 大介

【別紙1】

定 款

施行 2026. 5. 1

株式会社 Crazy Jasmine Tokyo

定 款

第1章 総 則

第1条（商号）

当社は、株式会社 Crazy Jasmine Tokyo と称し、英文では、Crazy Jasmine Tokyo LTD. と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- （1）香水、ヘアオイル、ボディケア製品その他の化粧品の仕入、製造、販売及び輸出入
- （2）雑貨、服飾、インテリア、茶類、飲料及び食品の仕入、製造、販売及び輸出入
- （3）インターネットを利用した通信販売事業
- （4）種子及び花木の育成及び販売
- （5）ロゴデザイン、パッケージデザイン、店舗デザインその他のデザイン等の企画、制作、販促利用、商品化等
- （6）飲食店の経営
- （7）イベント等の企画、制作、開催
- （8）商品開発及びそのコンサルティング
- （9）印刷物の印刷及び販売等
- （10）前各号に附帯又は関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条（公告方法）

当社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第5条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、20,000株とする。

第7条（株券の不発行）

当社は、その株式に係る株券を発行しない。

第8条（株式の譲渡制限）

当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

2. 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

第9条（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

当社の株式の取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式の取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合には、株式の取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

第10条（質権の登録及び信託財産の表示の請求）

当社の株式につき質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

第11条（手数料）

前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

第12条（株主の氏名等の届出）

当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも同様とする。

第13条（基準日）

当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により臨時に基準日を定めること

ができる。この場合には、その基準日を2週間前までに公告する。

第3章 株 主 総 会

第14条（招集）

当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

第15条（招集手続）

株主総会の招集通知は、当該株主総会の目的事項について議決権を行使することができる株主に対し、会日の7日前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第16条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（員数）

当社の取締役は、3名以上10名以内とする。

第20条（選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上

を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第24条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

第25条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役1名を選定し、代表取締役は取締役社長とする。

2. 取締役会は、その決議によって取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第27条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第28条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において

定める取締役会規程による。

第5章 監査役

第29条（員数）

監査役の員数は、3名以内とする。

第30条（選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第31条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第32条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

第33条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。

第34条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、定時株主総会の決議に基づき、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又はその登録株式質権者に対して行う。

2. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。